

経費にならない交際費



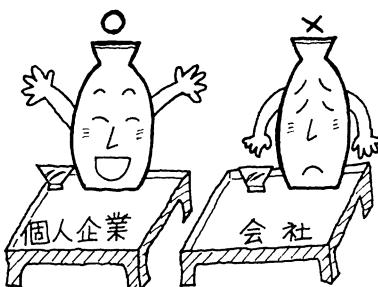
当社（資本金8,000万円）の得意先の役員さんを接待し、10万円かかりました。当然、会社の経費になると思っていたところ、関与税理士から、こうした費用は法人税法上損金とはみられず、法人税がかかると聞きましたが本当でしょうか。



個人営業の場合には、たとえ何千万円の交際費を支出しても、それが事業のために必要なものであれば、その全額が必要経費として認められることから、おたずねのような疑問をもたれるのも無理からぬことです。

では、以下この点について説明しましょう。

本来は経費



会社が支出する交際費は、その良し悪しは別として、会社の事業活動に必要な支出であり、企業利益の計算上は経費として控除されるべきものといえます。

しかし、法人税の計算では特別の規定を定め、原則としてこれを損金として控除することを認めず、課税の対象としています。

なぜ、交際費に課税されるのか

交際費を課税の対象とする理由については、昭和29年にこの規定が設けられたときの説明によりますと、「法人が支出している交際費のなかには、冗費、濫費と認められるものがあるから、それを抑制し、内部蓄積を図るためにある。」とされています。

つまり、この規定が設けられた当初は、「社用族」という言葉が流行していた頃で、交際費の支出が段々エスカレートするとともに、使いすぎが目立つたため、社会的な批判が起きました。そこで、これを抑制するために、交際費に課税し、併せて法人の資本の充実を図るという趣旨で設けられたわけです。

しかし、最近では、交際費の支出を抑えようとする建前論に加えて、税収を確保する上で重要な制度となり、度々交際費課税が強化されたことは、ご承知のとおりです。

経費に認められる枠

このように、会社が支出する交際費は、政策的理由から、原則として、全額損金として認められませんが、中小企業については、その保護のため、期末資本金額に応じて、次の金額までは損金として認められることになっていきます。

① 平成15年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する事業年度

| 期末資本金額 | 損金に認められる金額 |
|--------|------------------------|
| 1億円以下 | 年400万円までの支 出額のうち90% |
| 1億円超 | 全額控除として認め られません。 |

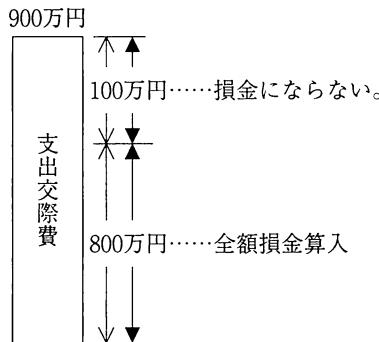
② 現行制度

平成21年6月19日、「租税特別措置法の一部を改正する法律」が成立し、交際費等の損金不算入制度が以下のとおり改正されました。

ア 交際費等の損金不算入制度について、資本金の額又は出資金の額が1億円以下である法人に係る定額控除限度額が年400万円から年600万円に引き上げられ、法人の平成21年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

イ 平成25年度税制改正により定額控除限度額が800万円に引き上げられ、定額控除限度額までの金額の10%を損金不算入とする措置が廃止されます。これは平成25年4月1日から開始される事業年度より適用されます。

つまり資本金1億円以下の法人が、900万円の交際費を支出した場合、損金に認められる金額は、次のように800万円となります。



100万円が経費として認められず、800万円（900万円 - 100万円）が損金となる。

平成18年度税制改正（形式基準の導入）

交際費等の範囲から「1人当たり5,000円以下の飲食費（社内飲食費を除きます。）」が一定の要件の下で除外されました。

グループ法人税制における中小企業特例

グループ法人（100%資本関係のある法人でかつ連結納税度を選択していない法人である）に該当する場合、中小企業への税制特例の適用の有無は、中小企業自身の資本金基準による判定だけではなく、自らの資本金に加え親会社の資本金等も判定の基準とされることとなりました。

そのため、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人に係る中小企業特例制度は、資本金の額又は出資金の

額が5億円以上の法人等の子法人には適用しないことになります。

つまり、親会社の資本金が5億円以上の場合、子法人の資本金の金額にかかわらず、中小企業向けの特例措置は適用できないので、この場合交際費の損金算入は認められません。

（参考となる法令など）

措法61の4①（交際費等の損金不算入）

措令37の5（交際費等の範囲）

措規21の18の4（交際費等の損金算入）

~~~~~◎アメリカ交際費課税の制度~~~~~

アメリカにおいても、税務調査で問題となる項目のトップは交際費のようです。交際費の処理が経理部の最大の頭痛のタネであることは、洋の東西を問わないようですね。さて、アメリカでは、交際費が経費として認められる条件として、①通常的な支出であること、②事業活動にとって必要な支出であること、③個人的な支出でなく事業上の支出であること、④金額的にも合理性があることの4つを必要としています。

特に実務上問題となるのは、上記の「②事業活動にとって必要な支出であること」のよう、事業を行う上でどうしても必要であることを立証する責任が納税者側にあります。

したがって、アメリカの実務では、交際費の支出ごとに、①支出した年月日、②接待の場所、③接待の相手方、④金額、⑤どのような仕事の話をしたか、⑥そのためにどのようなメリットがあったかをきちんと記録することになっています。これがないと、経費として認められていません。

このように、全ての交際費の支出毎に個別判断することになっています。

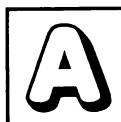
被災した取引先に対する自社製品の取替費用



当社の取引先が、集中豪雨による水害で、倉庫内の商品が全部水につかってダメになってしまふなど、大損害を被りました。今後の取引の維持・回復のため、販売ができなくなった商品の取替えを無償で行いたいと考えますが、この費用はどのように処理すればよいでしょうか。



税務手引四一



取引先が災害で大損害を被った時、取引先の確保や販売経路の維持の為、販売不能となった商品を無償で取り替えるために要する費用は、被災した取引先に対する事業用資産の供与として、交際費にはなりません。

税法上の交際費

税法上、交際費とは、交際費・接待費・機密費その他の費用で、法人がその得意先・仕入先等に対する接待・供

応・慰安・贈答その他これに類する行為のために支出するものをいいます。この点で、取引先の禍福に際して支出する金品等の費用は交際費に該当するとも考えられます。

交際費としなくてもよいとする根拠

被災した取引先に対する事業用資産の供与は、その目的が取引先の事業活動が低迷したり、当社の商品の供給が滞ったりすることによる当社の間接的な損害を回避する為であり、また、無駄な経費の節約の為という交際費課税の趣旨から考えても、これをあえて交際費として取り扱わなくてもよいということが、交際費としない根拠です。

税法上の取扱い

そこで、法人が、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、災害発生後相当の期間内に行なった災害見舞金の支出、又は事業用資産の供与若しくは役務の提供のために要した費用は、一種の販売奨励金として、交際費扱いにはしないことになっています。



事業用資産の範囲

事業用資産には、法人が製造した製品のほか、他の者から購入した商品・備品などで被災した取引先の事業のために使用されるもののほか、被災した取引先に対する福利厚生として従業員等に提供されるものも含みます。なお、従業員等には役員が含まれます。

被災した取引先の会計処理

被災した取引先では、受領した見舞金及び事業用資産の価額に相当する金額を、収入として計上しなければなりません。ただし、受領した後、福利厚生の一環として、被災した従業員等に支給された物品並びに使用可能期間が1年未満であるものや、取得価額が10万円未満のものについては、収入として計上しなくとも構いません。

税務手引四八

〔参考となる法令など〕

措通61の4(1)-1 (交際費等の意義)

61の4(1)-10の3 (取引先に対する災害見舞金等)

61の4(1)-15 (交際費等に含まれる費用の例示)

六七二